



別添3

障精発0910第1号
平成22年9月10日

都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

向精神薬等の過量服薬への取組について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成22年6月24日付け障精発0624第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)にて、過量服薬への注意を喚起したところですが、9月9日、第7回厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて、別添1、2のとおり、過量服薬への具体的な取組及び今後の対策についてとりまとめましたので、貴自治体における今後の取組の参考にさせていただくようお願いします。

なお、本件については、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)に対しては、別添3のとおり、厚生労働省医薬食品局総務課長から、「向精神薬等の処方せん確認の徹底等について」(平成22年9月10日付け薬食総発0910第1号)により、通知が発出されているので、申し添えます。

別添(略)